

# 1. 全国消防防災主管課長会議について

平成16年4月28日(水)14:50～17:15まで、都道府県会館101会議室において、平成16年度都道府県消防主管課長会議が行われました。

この会議により取り上げられた課題の中から、以下の2つの課題について掲載いたします。

## 住宅防火対策の推進について

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案の概要

消防審議会の答申（平成15年12月24日）を踏まえ、住宅防火対策及び指定可燃物等に係る火災予防対策の充実強化を図るとともに、石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化を図るため、所要の規定の整備を行う。

### I 消防法関連

#### 1 住宅用火災警報器等の設置の義務付け

- 住宅用火災警報器等の設置維持基準等について、政令で定める基準に従い、市町村条例で規定（第9条の2）

#### 2 指定可燃物等の貯蔵又は取扱の基準の充実

- 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準に係る市町村条例への委任規定の導入（第9条の4）

#### 3 火災現場における情報提供要求の強化

- 罰則の創設（第42条第1項第8号）

### II 石油コンビナート等災害防止法関連

#### 1 防災資機材等の機能強化に伴う防災体制の整備

- 増強資機材（大容量泡放射システム）について、特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする組織的受け皿（広域共同防災組織）の整備

※現行は石油コンビナート等特別防災区域内の共同配備まで（第19条の2）

#### 2 防災業務の適正化及び責任の明確化

- 市町村長等による特定事業者に対する防災業務の改善措置命令（罰則あり）の導入（第21条第2項）

- 特定事業者による防災業務の実施状況の定期報告制度の導入（第20条の2）

#### 3 防災規程の実効性の確保とそれに伴う行政の関与

- 市町村長等による特定事業者に対する防災規程の変更命令の導入（第18条第2項）

（○ 特定事業者による防災業務の実施状況の定期報告制度の導入（再掲））（第20条の2）

#### 4 災害現場における情報提供要求

- 市町村長による、特定事業所における統括管理する者に対する情報提供要求（罰則あり）の整備（第24条の2）

#### 5 防災管理者等への研修機会の提供

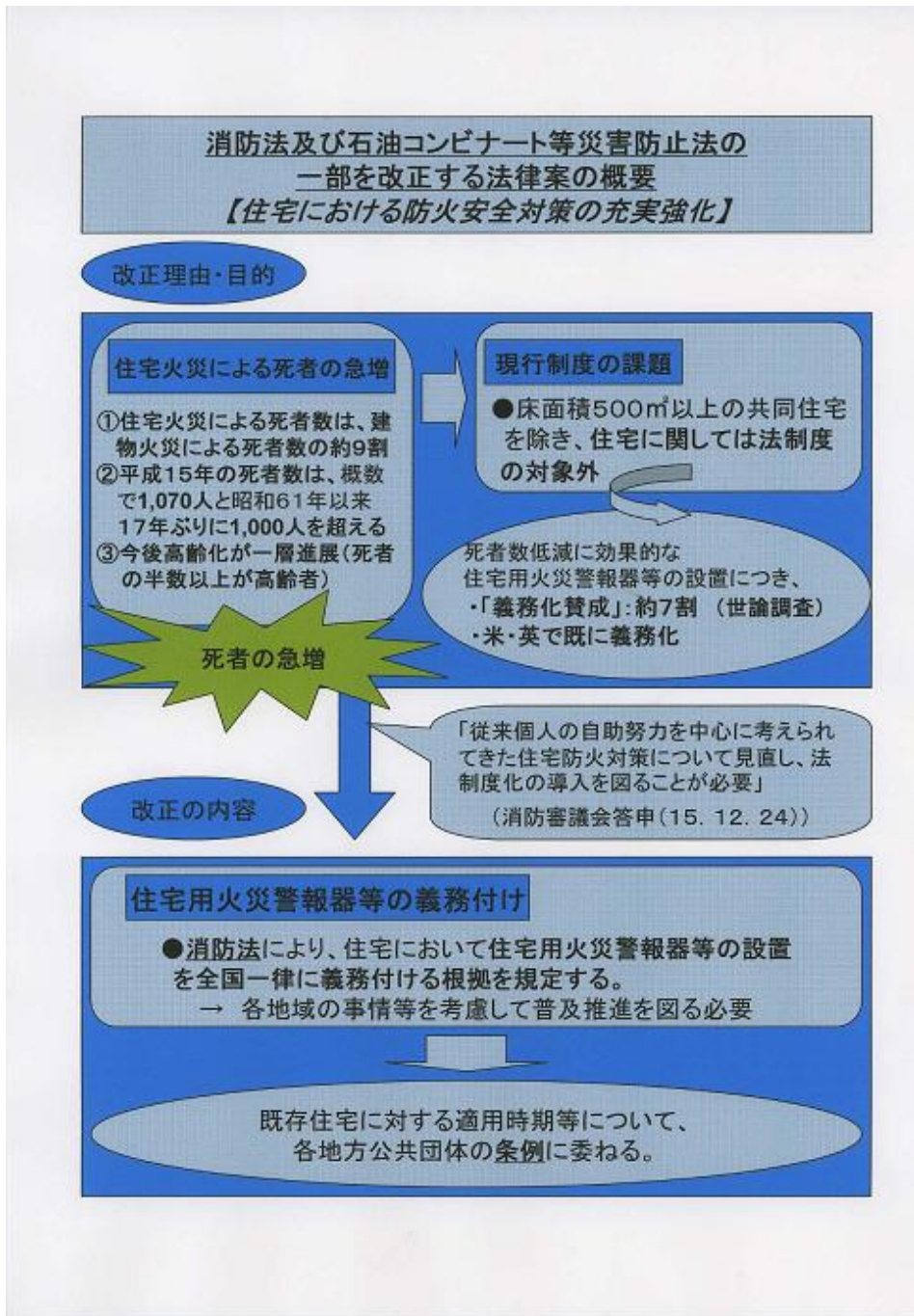
- 特定事業者に対する努力義務（第17条第5項）

- 6 災害現地への消防庁職員の派遣 ○ 石油コンビナート等防災本部長（都道府県知事）による消防庁職員の派遣要請の整備（第28条第8項）

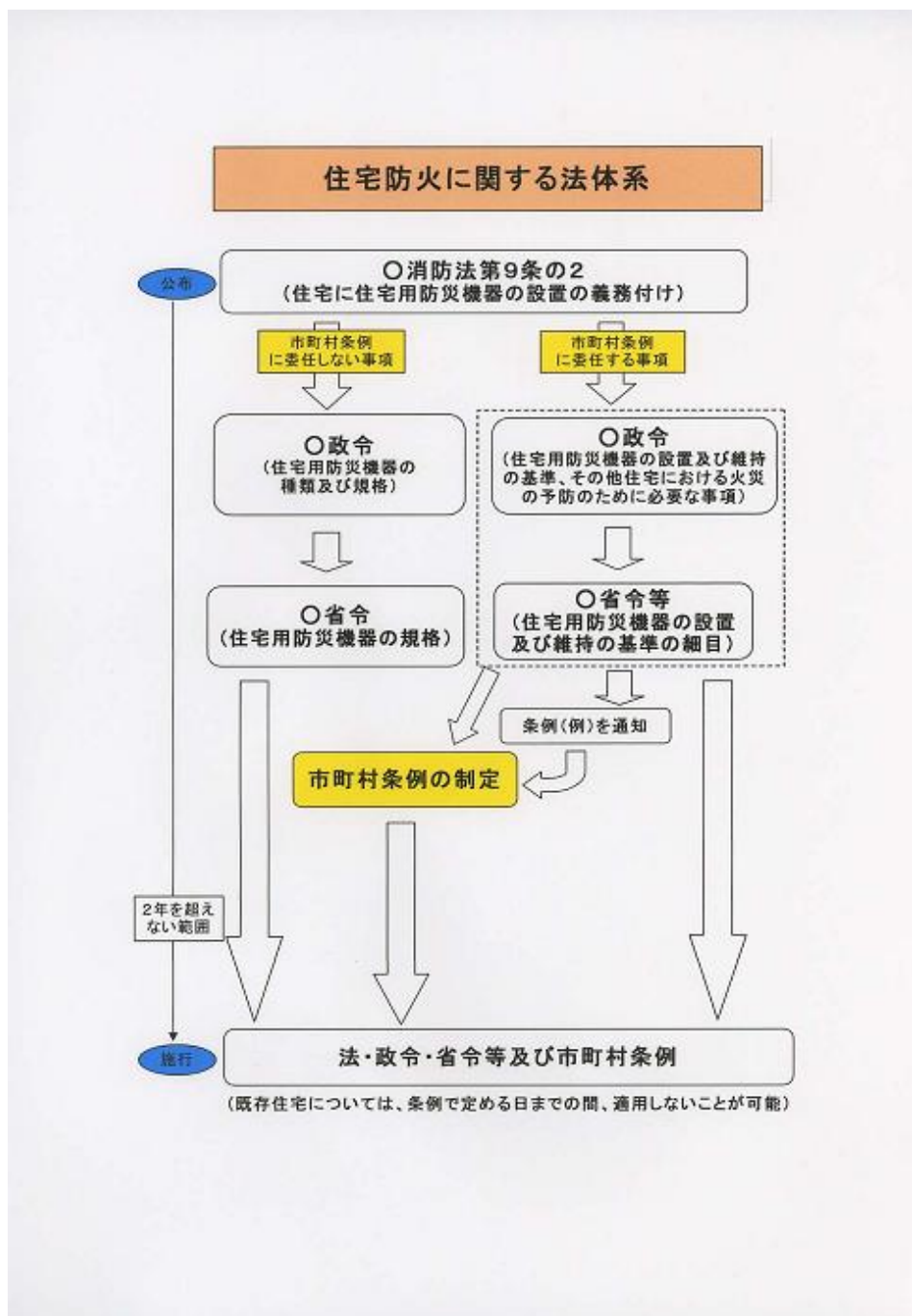
### III 施行期日

- 公布後6月以内に施行

- 指定可燃物等に係る条例委任規定の導入、広域共同防災組織の整備については、公布後1年6月以内に施行
- 住宅用火災警報器等の設置義務付けについては、公布後2年以内に施行（新築住宅は、法の施行日から義務付け、既存住宅は、条例で一定の経過期間を置いた後義務付ける。）



「従来個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策について見直し、法制度化の導入を図ることが必要」  
(消防審議会答申(15. 12. 24))



## 自主防災活動の充実・強化について

消防庁では、これまで自主防災組織の育成強化に努めてきているが、東海地震や東南海・南海地震等の大規模広域災害の発生が懸念され、また国民保護法制の議論において国民保護措置への自発的な協力が期待されるなか、地域住民による自主防災活動については、未だ十分とは言えず、各地方公共団体において、研修事業や資機材整備に対する支援、自主防災組織の連絡協議会設置の促進等による組織率の向上、既存組織の活性化等にかかる取組みを強化していく必要がある。

### 1. 自主防災組織の現状(平成15年4月1日)

- 組織数 109,016組織
- 自主防災組織を有する市町村数 2,536市町村
- 組織率(自主防災組織に参加する世帯の割合) 61.3%

### 2. 消防庁による支援の取り組み

(1) 消防防災設備整備費補助金

○ 自主防災組織の資機材整備に対する補助金として、「自主防災組織活性化事業」を引き続き実施する。

・補助基準額 H16 7,698千円

対象資機材：初期消火・救助・救護・訓練・避難誘導用資機材、簡易収納庫

・予算額 H16 156,526千円

(2) 自主防災活動に関するモデル事業の実施<新規>

○ 16年度には、以下の2種類のモデル事業を予定。

① 「自主防災活動推進モデル事業」

自主防災活動の機運の低い地区において組織化を進められるよう、福祉・教育・文化・過疎地・都会といった切り口を通じて組織結成と活動定着を目指す。

② 「学校教育との連携による自主防災活動啓発モデル事業」

年少時からの防災意識の啓発を通じて、将来的な自主防災活動の活性化を目指す。

(3) 市町村、県単位の連絡協議会の設置

○ 自主防災組織相互の交流と活動内容の情報交換等を行い、相互に啓発が可能な場として、市町村単位の連絡協議会はもとより、都道府県単位での自主防災組織の連絡協議会の設置を推進する。平成15年度にまとめられた『地域の安全・安心に関する懇親会』の報告を踏まえ、平成16年1月、各都道府県あてに通知した。

(4) 教育訓練機会の提供

○ 消防組織法の改正に伴い、消防に資する活動促進のため、住民の自発的な防災組織を構成する者に対し、教育訓練を受ける機会を提供する。

## 防災・危機管理教育に関する現状と課題

	地方公共団体の首長等幹部職員	消防職員・団員や防災担当職員	地域の防災リーダーや住民	企業
国 (消防大学校)	<p>トップセミナー(消防長)</p> <p>首長等幹部職員に対する実践的な防災・危機管理研修の機会が必要</p>	<p>(消防職員・団員)</p> <p>消防学校長研修会 総合教育、専科教育 消防団長科 (防災担当職員)</p> <p>危機管理講習会 消防職員訓練研究会</p>	<p>地域の防災リーダーや住民等に対する研修に取り組むことが必要</p>	<p>企業のトップ等幹部社員の防災・危機管理対応力の向上が必要</p>
都道府県 (消防学校等)	<p>消防学校入校者は自ずと限定されてしまう</p> <p>首長等幹部職員に対する実践的な防災・危機管理研修の機会が必要</p>	<p>(消防職員・団員)</p> <p>初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育 (防災担当職員)</p> <p>防災部局職員研修(三重県) ひょうご防災カレッジ</p> <p>自治体の防災担当職員に対する体系的で実践的な防災・危機管理教育の機会が必要</p>	<p>一部の消防学校で</p> <p>自主防災組織研修 婦人防火クラブ研修 少年消防クラブ研修 災害ボランティア研修</p> <p>防災リーダー、災害ボランティア等養成講座(神奈川県、静岡県等)</p> <p>防災リーダーや住民が家庭や地域で講習を受けられる仕組みが必要</p>	<p>一部の消防学校で</p> <p>自衛消防隊研修 企業委託教育 民間事業所防災リーダー講座(静岡県)</p> <p>企業、事業所の防災・危機管理対応力の向上が必要</p>
市町村			<p>防災リーダー、災害ボランティア等養成講座 防災まちづくり学校等(神戸市、国分寺市等)</p>	
大学 その他の機関		<p>市町村アカデミー 「災害に強い地域づくり」 人と防災未来センター(兵庫県)</p>	<p>京都大学防災研究所 富士常葉大学 災害救援ボランティア推進委員会</p>	<p>大学や民間研究機関と連携が必要</p>

▲ このページの上に戻る

### 目次

1. 全国消防防災主管課長会議について
2. [平成16年春の叙勲](#)
3. [道府県婦人防火クラブ連絡協議会会長だより](#)
4. [地方からの便り](#)
5. [あなたも危険物取扱者・消防設備士に](#)
6. [日本防火協会からのお知らせ](#)